

沖縄市避難行動マニュアル

～自分自身や家族を守るために取るべき行動～



平成 30 年 3 月

沖 縄 市

目 次

●災害に対する 4 つの心構え	1
●災害別の特徴	2
●自主防災組織について	3
●災害への事前準備編.....	4
・ 家庭での備え！～我が家の防災 6 つのルール～	4
・ 地域での備え！	6
●避難の種類について.....	7
●避難行動の原則	8
●地区別災害時の避難行動	9
・ 台風への備えと行動！	10
・ 大雨・洪水・土砂災害への備えと行動！	11
・ 地震への備えと行動！	13
・ 津波への備えと行動！	15
・ 竜巻について.....	17
・ 不発弾について	17
●資料編	
・ 避難場所・避難所一覧.....	18
・ 非常持出袋チェックリスト	22
・ 知っておきたい防災情報.....	23
・ 防災マップ	25
・ 我が家の防災確認メモ	裏表紙

災害に対する4つの心構え

災害に対して、被害を最小限にするために以下の4つについて、心がけましょう。

1. 「自分の命は自分で守る」ことを最優先に行動！

大規模災害発生時には、まず自分自身と家族の命を守ることを最優先に考えて行動することが重要です。

2. 災害を甘くみない！

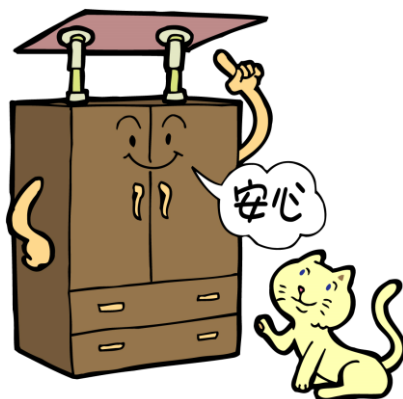
本県においては、毎年のように「台風」が襲来することから、県民の多くは「台風慣れ」しているところがあります。しかし、近年台風の勢力や強さは増していく傾向にあり、大雨や土砂災害など、これまでに経験のない被害が起こる事も考えられるので、最新の気象情報や防災情報を収集し対応することが重要になります。

3. 地域みんなで協力することも大切！

大規模災害時に行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいため、地域住民一人ひとりが、「災害はひとごと」と思わず、隣近所で力を合わせてできること等を考え助け合うことが重要です。避難の際には、隣近所に声掛けを行うなどできる範囲で手助けしましょう。

4. 事前の準備が大事！

地域の避難所の確認をはじめ、家具等の転倒防止対策、食料品等の備蓄など「日頃からの準備」をすることで、迅速な避難ができるとともに落ち着いて行動ができ、被害を最小限にすることにつながります。また、市役所や自主防災組織など地域主催の防災訓練に積極的に参加し、避難方法などを確認しておくことが重要です。



災害別の特徴

1. 台風

「熱帯低気圧」のうち赤道より北に存在し、なおかつ最大風速がおおよそ 17m/s 以上のものを「台風」と呼びます。沖縄では、7月から10月にかけて接近することが多くみられ、暖かい海面から供給される水蒸気をもとに発生、発達していくもので、大きな空気の渦巻きとなり、中心に向かうほど強い風が反時計回りに吹いています。

また、積乱雲が集まったものであるため、広い範囲に雨を長時間降らせるなど、強風と大雨をもたらすのが台風の大きな特徴です。近年の台風は、大型化かつ強力になる傾向がみられ、強い風雨により多くの被害をもたらすことから、より一層の注意が必要です。

2. 大雨・洪水・土砂災害

発達した積乱雲がもたらす大雨は、雷を伴って短時間に狭い範囲で激しく降ります。

降り始めから、わずか十分程度で河川が増水したり低地や道路が冠水し、災害が発生することがあるのが特徴です。

また、その大雨や局地的な豪雨に伴って発生するのが、河川が増水・氾濫による洪水や、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害です。河川の水位が高くなっていたり、土砂災害警戒情報が発表された場合または前兆現象（がけなどのひび割れ、小石が落ちてくるなど）が確認された場合には、その場所に近づかないようにし、行政や消防に連絡するとともに、早めの避難を心がけることが重要です。

3. 地震

地震は地下で起きる岩盤の「ずれ」により発生する現象で、震源に近いほど地震の揺れが大きくなります。また、天気などと違い、発生を予測する技術が確立されておらず、事前に察知することが難しいのが特徴です。

また、ニュース等でよく耳にする「震度」とは、地震の揺れの度合いを表すもので、「マグニチュード」とは、地震のエネルギーの大きさを表すものです。

地震は、地面に大きな揺れを発生させるだけでなく、海水面も揺らすことから津波発生の原因ともなります。

4. 津波

津波は、地震の揺れに伴い、海面が上下動することで発生し、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

また、「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。さらに、1回だけではなく、数回にわたって波が押し寄せることがあるのが特徴です。

自主防災組織について

【自主防災組織とは】

自主防災組織とは、住民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る」そして「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織のことです。

日頃から避難訓練などを行い、災害時には被害を最小限に食い止めるための活動を行っています。

一般的に、自治会単位で結成されているので、住んでいる地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。



1. 日頃の活動

自主防災組織の日頃の活動は、主に以下の5つとなります。

- ①防災知識の普及や啓発
- ②地域の災害危険箇所の把握
- ③家庭での安全点検（家具などの転倒、落下防止など）
- ④防災訓練の実地（消火器取扱いや応急手当など）
- ⑤地域における災害時要配慮者対策の検討



2. 災害時の活動

自主防災組織の災害時の活動は、主に以下の6つとなります。

- ①正しい情報の収集、伝達
- ②初期消火や出火防止
- ③負傷者の救出、救護
- ④避難所などへの誘導
- ⑤食料や飲料水、その他救援物資の配布、炊出し等
- ⑥避難所の運営



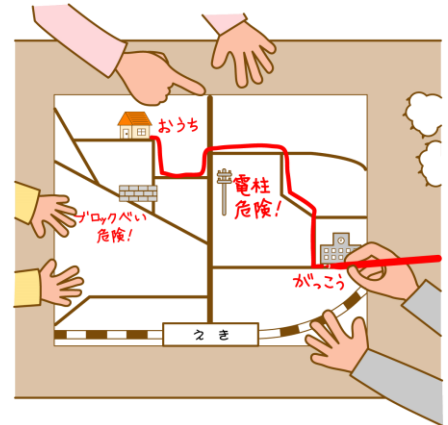
災害への事前準備編

【家庭での備え～我が家の防災 6 つのルール～】

ルール1 避難場所、避難ルートを決めておこう！

- ・防災情報マップで避難所や津波避難ビルを確認しよう。
- ・自宅からの避難ルートを実際に歩いて確認し、複数のルートを考えておこう。
- ・災害時に家族が離ればなれになった時の避難場所を決めておこう。

18 ページ「避難場所・避難所一覧」へ ⇒



ルール2 身を守る方法を知っておこう！

- ・とっさの時に身を守る方法を家族みんなで覚えておこう。
- ・家具の多い部屋や家具の少ない部屋など、家の中の危険な場所と安全な場所を確認しておこう。
- ・玄関以外の避難口を考えておこう。

10～17 ページ「地区別災害時の避難行動」へ ⇒



ルール3 連絡先、連絡方法を決めておこう！

- ・家族どうしの連絡がつかない場合に備えて、離れた地域の親戚や知人を連絡先として決めておこう。
- ・災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の使い方を確認しておこう。
- ・避難する際には、書置きや張り紙をする方法を決めておこう。
- ・離れてくらしている家族とも災害時の連絡方法を話し合っておこう。

24 ページ「災害時の安否確認の手段」へ ⇒



ルール4 非常用品を準備しておこう！

- ・非常時に必要になるものについて話し合ってみよう。
- ・非常用品の置き場所や中身を家族で確認しておこう。
- ・予備の眼鏡や常用薬など個人で必要とするものも準備しておこう。
- ・食品の賞味期限やラジオなどの機器に故障がないか、定期的にチェックしよう。

22 ページ「非常持出袋チェックリスト」へ ⇒



ルール5 停電に備えておこう！

- ・懐中電灯は枕元など、すぐ使える場所に置いておこう。
- ・予備の電池や携帯電話の充電器などを非常用品に加えておこう。
- ・停電しても電話や水道、ガスが使えるかなど、我が家への影響を考えておこう。



ルール6 防災メモをつくろう！

- ・避難場所や連絡先など災害時に必要な情報をまとめましょう。
- ・防災メモはコピーし、財布など日頃から身につけるものに入れ、携帯するようにしましょう。

裏表紙「我が家の防災確認メモ」へ ⇒

防災 Q & A



【地域での備え】

1 日頃からコミュニケーションをとみましょう！

- ・隣近所をはじめ、地域で日頃からあいさつを行うなど、コミュニケーションをとみましょう。
- ・災害時には、避難所で共同生活をおくることもありますので地域のみんなで協力できるようにしておきましょう。



2 防災訓練を行いましょう！

- ・災害時には、少なからずパニックになることが予想されるため、地域で防災訓練を行って万が一の事態に備えましょう。
- ・市役所主催の防災訓練などについても、積極的に参加するなど、防災力の向上に努めましょう。



3 自主防災組織の活動に参加しましょう！

- ・災害時には、隣近所の助け合いが重要になるので、お住まいの地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。
- ・各自治会公民館は、災害時における地域の避難所としての役割があるので、施設・設備の点検などを行いましょう。
- ・災害時に地域の方が避難してきた際の人員体制及び役割分担を確認しておきましょう。



4 地域での備蓄に努めましょう！

- ・各自治会において、災害時に必要な食料・飲料水をはじめ、毛布、簡易トイレなど必要な資機材等をできる限り備蓄するように努めましょう。

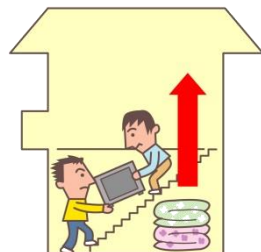


避難の種類について

【避難とは？】

従来の避難の考え方は、公共施設等へ避難することが一般的でした。しかし、近年大雨等による水害や土砂災害などが多発していることから、家屋内に留まって安全を確保することも避難行動の一つとなりました。避難行動には、大きく分けて以下の2つがあります。

- 立ち退き避難：自身がいる場所が災害による危険がある場合に、安全な場所や指定避難所などに避難すること。
- 屋内安全確保：急激な大雨などにより、立ち退き避難すると、かえって危険な場合などにおいて、建物内に一時的に留まること。また、浸水などを考慮して建物内の2階へ避難すること。



【避難所とは？】

避難所には、さまざまな種類がありますが、災害の規模に応じて開設されるため、前もって避難所の種類や使い方を確認しておきましょう。（[避難所一覧 18 ページへ](#) ⇒）

※災害対策基本法第49条の4及び同条の7に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所ではありません。

- 避難所：地震や津波等の大規模災害時に開設され、避難が長期化した場合には、地域の住民が生活する施設（小中学校等）です。



- 小規模避難所：台風や大雨などの頻度の高い災害時に、必要に応じて開設される施設（市役所、公共施設、公民館等）です。
- 福祉避難所：既存の建物を活用し、介護が必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障をきたす人に対してケアが行われるほか、バリアフリー化が図られた施設です。
- 一時避難場所：地震や津波、大規模火災などの際に、一時的に身の安全を確保したり様子を見たり、安否確認などをする場所（公園、緑地、津波避難ビル等）のことをいいます。（[津波避難ビルの利用方法 16 ページへ](#) ⇒）

【避難に関する3つの情報】

避難情報は、災害時または災害が発生する恐れがあり、避難が必要になった場合に市役所から発令される情報です。発令されたら、各情報に応じた避難行動をしましょう。

- 避難準備・高齢者等避難開始：避難に時間のかかる災害時避難行動要支援者（自身で避難するのが難しい方）に対して早めの避難を促すものです。一般の方は避難の準備をしましょう。
- 避難勧告：地域が危険になる可能性がある際に避難を勧めるものです。
- 避難指示（緊急）：危険が切迫している状況に発令されるので、ただちに避難しましょう。

避難行動の原則

●災害発生及び避難指示が発令されたら、早めに避難開始できるようにしましょう
(地震の際は揺れがおさまってから)。

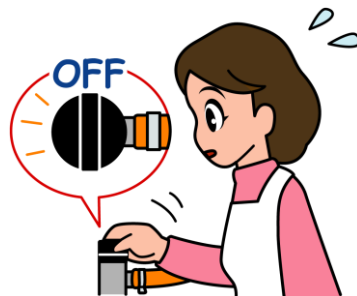
1 まずは、身の安全を確保しましょう！

- どの様な災害でも、身の安全の確保が第一です。
- 身の安全を守るための最善の行動を優先しましょう。



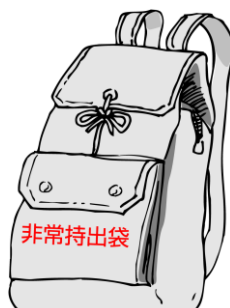
2 避難前に、ガスの元栓などをしっかりしめましょう！

- 避難する前には二次災害防止の為、ガスの元栓や電気のブレーカーを落としましょう。



3 荷物はなるべく、最小限に！

- 避難の際には、あれもこれもと欲張らずに、必要最小限の荷物にとどめましょう。(資料編の非常持出袋のチェック表参照)



4 原則として徒歩で避難しましょう！

- 災害時には、原則として徒歩で避難しましょう。
- 車両での避難は、渋滞により逃げ遅れる可能性があります。



5 避難の際には狭い道や堀ぎわには近づかない！

- 避難の際には、できるだけ大きな道路を使うようにしましょう。
- また、堀ぎわや自動販売機等には近づかないようにしましょう。



6 常に災害情報を確認しましょう！

- 災害時には、様々なうわさ話やデマが流れて不安になるおそれがありますので、ラジオ等で常に災害情報を確認しましょう。



地区別災害時の避難行動

●地区別の特徴

本市では、北部地区、中部地区、東部地区、西部地区の4つの地区に区分しています。地区別の特徴は、以下のとおりです。

北部地区：丘陵地が広く卓越し、台地・段丘が複雑に分布する地形をなしています。また、比謝川浸水想定区域（市域北側一部）や急傾斜地では土砂災害警戒区域が指定されている箇所があります。

中部地区：斜面地となだらかな傾斜の台地からなっています。本地区は建物が密集しているところもあることから、火災による被害が懸念されます。また、比謝川浸水想定区域や急傾斜地では土砂災害警戒区域に指定されている箇所もあります。

西部地区：胡屋十字路周辺を中心に、基地の門前町として中部圏域の中核の地区で、中部地区と同様に火災による被害が懸念されます。また、急傾斜地では土砂災害警戒区域に指定されている箇所もあります。

東部地区：地区の大部分が海岸低地となっており、津波や高潮による被害が懸念されます。また、急傾斜地では土砂災害警戒区域に指定されている箇所もあります。

【北部地区】

- ・松本、明道、知花、登川、池原自治会

【中部地区】

- ・越来、城前、照屋、安慶田、室川、住吉、嘉間良、美里、東、宮里、吉原自治会

【西部地区】

- ・八重島、センター、胡屋、中の町、園田、諸見里、山内、山里、久保田、南桃原自治会

【東部地区】

- ・古謝、高原、大里、東桃原、比屋根、与儀、泡瀬、泡瀬第一、泡瀬第二、泡瀬第三、海邦町自治会

【台風への備えと行動！】

●台風時の備えと行動について(一般的な避難)

**24～12
時間前**

1. 気象情報に注意しましょう！

気象情報を確認し、進路・強さなどを確認しましょう。

2. 家の補強や周辺の片づけをしましょう！

家の周りの風で倒れたり、飛ばされるおそれがあるものを片づけたり、排水溝のゴミの清掃を行いましょう。

3. 停電や断水に備えましょう！

停電や断水に備え、食料や飲料水、懐中電灯、薬、トイレ用水などを準備しておきましょう。



**12～3
時間前**

1. 気象情報や避難情報に注意しましょう！

台風の進路や避難情報について、テレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認しましょう。

2. できるだけ外出は控え自宅で待機しましょう！

暴風域に入る前から風雨が強くなる場合がありますので、できるだけ外出は控え、自宅で待機しましょう。

3. 自宅で不安な方は早めに避難しましょう！

暴風域に入ると、外に出ることが困難なことから、早めに避難しましょう（数時間～1日前）。

また、沿岸部にお住まいの方は高潮被害に注意しましょう。

避難所については、テレビ、ラジオ、スマートフォン、または市役所に問合せを確認しましょう。



台風来襲

【地区別に注意すること】

- ・東部地区において、特に海岸付近にお住まいの方は、台風に伴う高潮による被害が起こることもありますので、気象情報や災害情報に注意し、自宅で不安な方は早めに避難しましょう。
- ・北部、中部地区については、比謝川浸水想定区域があるため、大雨に伴う河川の氾濫に注視しましょう。（11 ページへ ⇒）
- ・台風接近時には、絶対に海岸や河川付近には近づかないことが重要です。
- ・全ての地区において、土砂災害警戒区域があるため、大雨に伴う土砂災害にも注意しましょう。（11 ページへ ⇒）

【大雨・洪水・土砂災害への備えと行動！】

●大雨・洪水・土砂災害について……「避難指示(緊急)」がでた場合は、5～10分で避難開始！

【1】一般的な避難(自宅にいる場合)

大雨発生
警報等発表

1. 気象情報に注意しましょう！

注意報や警報、さらには数十年に一度の「特別警報」が出され、住んでいる場所によっては避難が必要になることがありますので、気象情報の確認が大切です。

2. 河川の氾濫や土砂崩れの前兆現象に注意しましょう！

河川の水位を確認したり、「地面にひびがはいる」「小石が落ちてくる」などの土砂災害の前兆現象を見落とさないように注意しましょう。



数分～数
時間

1. 市役所からの避難情報に注意しましょう！

状況に応じて「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」の情報が発表されますので、お住まいの地域が避難対象となっていないか確認しましょう。

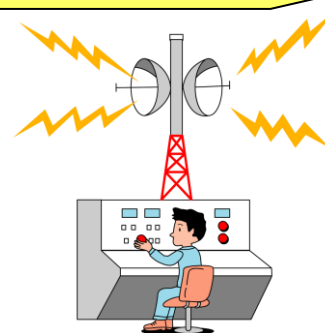
2. 前兆現象や避難情報を確認した場合はすぐに避難しましょう！

河川の氾濫や土砂災害の前兆現象及びお住まいの地域の避難情報を確認した場合は、ただちに避難しましょう。

【その他注意条項】

■屋外避難より自宅待機することが最善の場合もあります！

避難開始時に、すでに豪雨となっている時には、屋外にでることで、より危険な状況となることもあるので、屋内にとどまることが最善の場合もあります。



避難完了

【地区別に注意すること】

- ・北部、中部地区は、比謝川浸水想定区域が一部かかっているため、比謝川周辺にお住まいの方は、気象情報に注意するとともに、日頃から河川の水位に気を付けるようにしましょう。
- ・全ての地区において、土砂災害警戒区域があるため、区域内にお住まいの方は上記の内容に注意し、日頃から土砂災害に備えましょう。

(2)外出先での場合(買い物先のスーパーなど)

- ・大雨の際にスーパーなど外出先にいる場合は、無理に帰ろうとせずに、雨の状況が落ち着くまで待つようにしましょう。
- ・浸水してきた際には、施設職員の指示に従い、建物の2階など高い場所に避難しましょう。
- ・近所に徒歩で外出している場合は、大雨により視界が悪くなることから交通事故の危険性に注意しましょう。
- ・道路の冠水や雨で路面がすべりやすくなっていることから転倒などの事故にも注意しましょう。
- ・できるだけ、斜面地や河川の近くを通らないようにしましょう。

(3)車で移動中の場合

- ・大雨の際には、晴れている時に比べ視界が悪くなるのをはじめ、道路が渋滞するなど身体的にも精神的にも疲れてしまいます。日頃に比べて余裕をもち安全運転を心がけましょう。
- ・大雨により、道路が冠水している場合は、迂回して通行しないようにしましょう。
- ・できるだけ、斜面地や河川の近くを通らないようにしましょう。

(4)河川付近にいる場合、住宅が浸水したことがある場合

- ・河川付近では、大雨により急激に水位が上昇することがあるため、できる限り近づかないようにすることが第一です。
- ・それほどの大雨ではない場合でも、上流部では大雨が降っていることもあり、その水の流れが下流へと勢いよく流れ込むことがありますので気象情報に注意し、河川付近にいる場合は水位を確認し、早めの避難を心がけましょう。
- ・お住まいの地域において、過去に床上・床下浸水があった場合には、浸水を防ぐ土のうなどを日頃から準備しておき、万が一へ備えておくことも重要です。

※要配慮者利用施設の避難確保計画作成・避難訓練の義務化

- ・平成29年5月19日に「水防法等の一部を改正する法律」が公布され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」「土砂災害防止法」が改正されました。
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化されました。※義務付けの対象となるのは、要配慮者利用施設のうち、沖縄市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。
- ・避難確保計画を作成した場合、市へ報告する必要があります。※避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市が必要な指示をする場合があります。また、正当な理由がなく、指示に従わないときは、市がその旨を公表する場合があります。
- ・避難確保計画については、普段からやり取りをしている市役所の担当課へお問い合わせ下さい。

○要配慮者利用施設とは…

【社会福祉施設】

老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者支援施設
地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設など

【学校】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
専修学校（高等課程を置くもの）など

【医療施設】

病院、診療所、助産所など



【地震への備えと行動！】

●地震発生時の行動(大規模な地震の場合)

(1)一般的な避難(自宅にいる場合)

地震直後 大きな揺れ

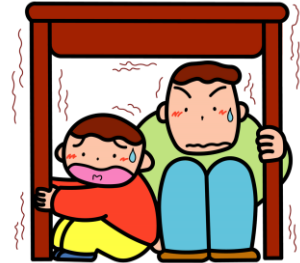
1. 地震の揺れを感じたら、まず身の安全を確保しましょう！

身の安全の確保を第一に、テーブルの下にもぐるなど落下物から身を守りましょう。

【海拔の低い沿岸部にお住まいの方は】

津波情報に注意しましょう。また、沿岸部にいて津波情報を確認した場合は、ただちに避難しましょう。

(15 ページへ →)



揺れが おさまったら

●大きな地震でも、揺れが続くのは 3 分程度といわれています。

1. 火元を確認しましょう！

火を使っているときは、あわてずに火の始末をしましょう。

2. 避難する出口を確保しましょう！

ゆれがおさまったら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保しましょう。

3. 非常持出袋及び貴重品を準備しましょう！

避難の際に持っていく非常持出袋や貴重品を準備しましょう(必要最小限の荷物にとどめましょう)。

4. ガスの元栓や電気のブレーカーを落としましょう！

避難する前には二次災害防止の為、ガスの元栓や電気のブレーカーを落としましょう。



5 分～ 10 分

1. 身の安全を第一に屋外へ避難！

建物の倒壊の危険を考慮し、屋外に避難しましょう。

2. 災害情報を収集しましょう！

携帯ラジオや市役所の発表などの正確な災害情報を確認しましょう。

3. 徒歩で避難所へ避難しましょう！

避難は、原則徒歩で地域の避難所へ避難しましょう。

【避難の際の注意事項】

避難の際は、「狭い道路」は避け、「塀ぎわ」「自動販売機」等の倒壊のおそれのある物には近づかないようにしましょう！



避難完了

【地区別に注意すること】

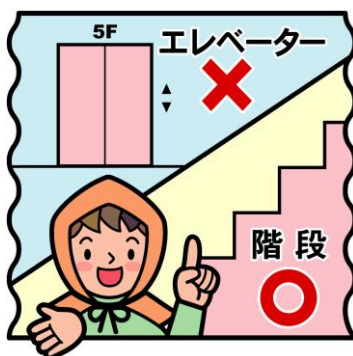
- 全ての地区において、1981 年（昭和 56 年）以前の耐震基準で建築された建物や外壁に深い亀裂などがある建物については、地震による倒壊の危険が高くなることから、建物の耐震診断をし、改修等をしてきましょう。
- 全ての地区において、土砂災害警戒区域があることから、土砂崩れなどの発生に注意しましょう。
- 東部地区では、地震＝津波がくるものと考えて、揺れが収まったら、ただちに高台や津波避難場所へ避難するようにしましょう。

（2）外出先での場合

- 道路を歩いている際に地震が起こった場合は、看板や建物外壁など落下物に注意し、頭を守りながら近くの公園など建物の影響がない広いスペースに避難しましょう。
- 建物のエレベーター内で地震の揺れを感じた際には、行き先階のすべてのボタンを押して最初に停止したところで降りましょう。
- 万が一、エレベーター内に閉じ込められた場合には、非常用ボタンで通報し、落ち着いて救助を待ちましょう。
- スーパーなどで買物中の場合には、買い物カゴや持っているかばん等で頭を保護し、陳列棚など倒壊のおそれのある物から離れ、階段の踊り場や大きな柱の近くまで避難しましょう。

（3）車で移動中の場合

- 揺れを感じたら、落ち着いてしっかりとハンドルを握り、急ブレーキをかけずに、ゆっくり減速させて路肩に寄せましょう。
- 近くに駐車場や空き地がある場合には、そこへ車を停車させましょう。
- 揺れがおさまるまで待ち、カーラジオやスマートフォンなどで情報を確認しましょう。
- 車外に避難する際には、エンジンを停止させ、車のキーをつけたまま避難しましょう。
- 避難する際は、貴重品や車検証をもって避難しましょう。



【津波への備えと行動！】

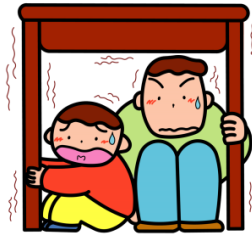
●大きな地震もしくは揺れが長く続く地震の際、津波警報等が発表された時の行動

(1) 一般的な避難(自宅にいる場合)

地震直後 大きな揺れ

1. 地震の揺れを感じたら、まず身の安全を確保しましょう！

身の安全の確保を第一に、テーブルの下にもぐるなど落下物から身を守りましょう。



揺れが収まったら 津波警報等発表

1. ただちに避難！

揺れが収まったらただちに高台へ避難しましょう。また、迅速な避難ができるように、非常持出袋や貴重品は前もって準備しておきましょう。

2. 徒歩で避難しましょう！

車による避難は、渋滞を引き起こし避難が遅れる可能性があるため、原則として徒歩で避難しましょう。また、避難の時は、できる範囲で隣近所に声掛けするなど協力して避難しましょう。

3. できるだけ「より早く」「より高く」「より遠く」へ避難しましょう！

地震＝津波と考え、率先して高台へ避難しましょう。避難する時間がない場合は、近くの津波避難ビルへ避難しましょう。

4. 情報を収集しましょう！

津波情報や避難情報は随時更新されていきます。ラジオやスマートフォンなどで最新の情報を収集しながら避難しましょう。

5. 避難したら戻らない！

津波は繰り返し襲ってくるので、警報が解除されるまで避難先で留まっておきましょう。



【海拔の高い内陸部にお住まいの方】

津波情報を確認したら、沿岸部には近づかないでください！



※津波注意報について

津波注意報が発表された場合は、海の中にいる方や浜辺にいる方は、海岸から離れてください。陸上にいる方には影響はありませんが、注意報が解除されるまで海岸へは近づかないでください。

避難完了

【地区別に注意すること】

- ・北部、中部、西部地区においては、ラジオやテレビ、スマートフォンなどから情報を収集し、沿岸部には近づかないようにしましょう。
- ・東部地区については、地震の揺れを感じたら津波が来ると考えて行動することが第一です。まずは、高台を目指し、落ち着いて避難行動を開始しましょう。また、高台へ避難する時間がない場合は、近くの津波避難ビルへ避難しましょう。
- ・避難中に、ラジオやスマートフォンなどから災害情報を確認するようにしましょう。

(2)外出先、海岸付近にいる場合

- ・スーパーなど外出先の建物にいる場合には、施設の従業員の誘導に従って落ち着いて行動をしましょう（屋外避難、屋内避難なのか）。
- ・海岸付近にいる場合は、地震の揺れを感じたらただちに、近くの高台や津波避難ビルへ避難するようにしましょう（資料編の避難所一覧を参照）。



●津波避難ビルの利用方法・活用の注意点

- ・津波時においては、近くの高台などへ迅速に避難することが大原則であり、必ずしも「津波避難ビル」に避難しなくてはならないということではありません。
- ・指定している施設は、主に民間の施設です。「津波注意報」では駆け込まないでください。
- ・高齢者や小さな子ども連れているなど、迅速な避難が困難な方や逃げ遅れた方は近くの「津波避難ビル」へ避難しましょう。
- ・避難スペースが満杯になる場合が考えられますので、普段からいくつかの津波避難ビルを把握しておいてください。
- ・「津波避難ビル」は一時的な避難場所なので、津波の恐れがなくなったら速やかに退去し、避難所へ移動してください。
- ・故意に施設の器物などを破損した場合は、避難者の責任となり、賠償費用が発生するおそれがあるので、十分にご注意願います。

<津波避難場所、津波避難ビルのマーク>

本市の東部地区など海拔の低い地域において、津波の際に避難する場所、あるいは避難できる建物（ビル）として指定されているところには、以下のマークがありますので日頃から確認してください。



津波避難場所



津波避難ビル

■ 津波表示板、津波避難ビルのマーク

＜ 津波表示板 ＞

地域の電柱やポストなどに以下のような津波表示をしています。



5m以下



6～19m



20m以上

【竜巻について】

○ 竜巻が発生した場合の行動

- ・屋外にいる場合には、頑丈な建物内に避難しましょう。頑丈な建物が近くにならない場合は、地面や側溝、くぼ地等に身を伏せて頭と首を守りましょう。
- ・車庫や物置、プレハブなどは危険なので、より頑丈な建物へ避難しましょう。
- ・サッカーゴールや仮設テントなども突風・竜巻で倒壊するおそれがあります。
- ・住宅内にいる場合には、窓をしっかりと閉めてカーテンを引いてください。
- ・ガラスが割れ、破片にケガを防ぐため、窓付近から離れ、窓のない部屋や最下階（地下室）などに避難しましょう。



【不発弾について】

○ 不発弾を見つけた場合の行動

- ・不発弾らしき物を見つけたら、触ったり動かしたりしないでください。
- ・陸上で見つけたら警察へ110番しましょう。
- ・海中で見つけた場合は、中城海上保安部へ連絡しましょう。



【避難場所・避難所一覧】

※災害対策基本法第 49 条の 4 及び同条の 7 に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所ではありません。

■避難所・一時避難場所(学校)

番号	名称	所在地	電話	収容人数		
				校舎	体育館	運動場
1	越来小学校	越来 1-2-2	098-937-3556	1,680	445	4,408
2	コザ小学校	中央 4-16-1	098-937-3249	1,643	445	10,855
3	中の町小学校	上地 3-4-1	098-933-3054	2,435	421	7,079
4	安慶田小学校 (大雨時除く)	安慶田 2-18-1	098-937-3561	2,297	589	6,622
5	諸見小学校	胡屋 2-3-1	098-933-3400	1,926	589	5,902
6	島袋小学校	久保田 2-21-1	098-933-3365	1,754	464	8,968
7	山内小学校	山内 2-32-2	098-933-6562	2,152	465	6,100
8	北美小学校	登川 1515	098-937-3616	2,398	589	6,009
9	美里小学校	美里 4-1-1	098-938-8844	3,741	589	6,271
10	美東小学校 (津波時除く)	桃原 3-4-1	098-937-3617	2,149	458	6,032
11	宮里小学校	宮里 3-27-1	098-937-6745	2,358	589	9,548
12	高原小学校 (津波時除く)	高原 5-12-2	098-937-3618	2,068	589	16,874
13	室川小学校	室川 2-24-1	098-938-2177	1,675	460	8,301
14	美原小学校	美原 4-20-1	098-934-0021	2,510	444	8,783
15	泡瀬小学校 (津波時除く)	泡瀬 2-33-10	098-934-2122	2,433	508	9,370
16	比屋根小学校 (津波時除く)	比屋根 6-2-1	098-930-0581	2,661	589	8,659
17	越来中学校	越来 1-2-1	098-937-3191	1,878	551	12,965
18	コザ中学校	胡屋 3-38-1	098-933-3539	2,982	592	7,068
19	山内中学校	山内 2-20-1	098-933-4793	2,293	592	11,880
20	美里中学校	知花 1-24-1	098-937-3614	3,010	885	15,107
21	美東中学校 (津波時除く)	高原 5-12-1	098-937-3613	2,733	715	11,504
22	安慶田中学校 (大雨時除く)	安慶田 3-8-1	098-939-1718	2,609	674	10,158
23	宮里中学校	東 2-17-1	098-939-3911	2,586	581	9,768
24	沖縄東中学校 (津波時除く)	桃原 260-2	098-934-9460	2,360	601	12,002
25	県立美来工科高等学校	越来 3-17-1	098-937-5309	-	501	17,570
26	県立球陽高等学校	南桃原 1-10-1	098-933-9301	-	478	10,377
27	県立コザ高等学校	照屋 5-5-1	098-937-3563	-	465	22,674
28	県立美里工業高等学校 (津波時除く)	泡瀬 5-42-2	098-937-5848	-	526	16,655
29	県立美里高等学校	松本 2-5-1	098-938-5145	-	586	14,918

■広域避難場所

番号	名称	所在地	電話	敷地収容人員
1	コザ運動公園	諸見里 2-1-1	098-932-1294	45,920
2	県総合運動公園（津波時除く）	比屋根 5-3-1	098-932-5114	95,040

■福祉避難所

番号	名称	所在地	電話	施設収容人員
1	老人福祉センターかりゆし園	知花 6-36-17	098-938-1250	140
2	老人福祉センター寿楽園	諸見里 2-1-2	098-933-5645	85
3	福祉文化プラザ（津波時除く）	高原 7-35-1	098-930-1692	136
4	社会福祉センター 男女共同参画センター	住吉 1-14-29	098-937-0170	29
5	越来保育所	越来 1-11-9	098-938-3450	318

■一時避難場所（公園）

番号	名称	所在地	敷地収容人員
1	山里公園	南桃原 2-5	1,960
2	諸見里公園	園田 3-25	5,400
3	若夏公園	東 2-23	3,000
4	マンタ公園（津波時除く）	海邦 2-13	2,000
5	松本都市緑地	松本 1-10	3,240
6	馬場都市緑地	知花 6-41	5,400
7	センター公園	嘉間良 1-1	3,180
8	明道公園	明道 1-13	5,400
9	美里公園	美原 4-4	3,800
10	中央公園（こどもの国公園）	胡屋 5-7	27,140
11	黒潮公園（津波時除く）	泡瀬 2-34	2,000
12	八重島公園	八重島 1-1	13,400

■小規模避難所（公共施設）

番号	名称	所在地	電話	施設（敷地）収容人員
1	沖縄市役所	仲宗根町 26-1	098-939-1212	42
2	沖縄市消防本部	美里 5-29-1	098-929-1190	116
3	農民研修センター	登川 2380	098-938-9121	156（5,457）
4	産業交流センター（津波時除く）	泡瀬 1-11-25	098-929-1166	254
5	保健相談センター	知花 6-36-17	098-938-2564	50
6	中央公民館	八重島 1-1-1	098-939-0033	70
7	沖縄市水道局	美里 5-28-1	098-937-6211	106
8	泡瀬市営住宅集会所（津波時除く）	泡瀬 6-27	-	52
9	室川市営住宅集会所	室川 1-9	-	86
10	池原市営住宅集会所	池原 3-3-53	-	44
11	登川市営住宅集会所	登川 2-20	-	58
12	かりゆし交流センター	知花 6-36-29	098-934-1283	46

■小規模避難所(自治会公民館、学習等供用施設)

番号	名称	所在地	電話	施設収容人員
1	越来自治会	越来 2-18-1	098-937-4640	146
2	城前自治会	城前町 14-53	098-937-4638	130
3	照屋自治会	照屋 1-32-34	098-937-4470	207
4	安慶田自治会 (大雨時除く)	安慶田 2-19-27	098-937-4633	62
5	室川自治会	室川 2-11-12	098-937-7055	47
6	住吉自治会	住吉 1-10-10	098-937-4631	36
7	嘉間良自治会	嘉間良 2-4-1	098-938-1551	119
8	センター自治会	中央 2-6-53	098-938-5907	117
9	胡屋自治会	胡屋 3-17-4	098-933-5090	226
10	中の町自治会	上地 4-22-2	098-933-4259	242
11	園田自治会	園田 3-23-29	098-933-4211	83
12	諸見里自治会	諸見里 1-29-15	098-933-5258	389
13	山内自治会	山内 3-24-3	098-933-4792	106
14	山里自治会	山里 1-7-4	098-933-2202	157
15	久保田自治会 (大雨時除く)	久保田 2-27-19	098-933-4201	72
16	南桃原自治会	南桃原 3-14-1	098-933-2203	193
17	美里自治会	美里 2-19-13	098-937-3697	272
18	東自治会	東 1-5-17 1F	098-938-4853	65
19	宮里自治会	宮里 1-3-9	098-938-4821	138
20	松本自治会	松本 1-6-12	098-938-3341	137
21	明道自治会	明道 1-20-10	098-939-4338	51
22	知花自治会	知花 1-11-7	098-937-4516	382
23	登川自治会	登川 3-36-1	098-937-6185	190
24	池原自治会	池原 1-25-15	098-937-5922	274
25	古謝自治会 (津波時除く)	古謝 2-23-1	098-938-3911	117
26	高原自治会	高原 4-5-40	098-937-3668	205
27	大里自治会 (津波時除く)	大里 2-13-25	098-937-4458	126
28	東桃原自治会 (津波時除く)	桃原 1-2-15	098-934-0300	56
29	比屋根自治会	比屋根 6-7-1	098-932-8950	184
30	与儀自治会 (津波時除く)	与儀 1-13-1	098-933-2596	54
31	泡瀬自治会 (津波時除く)	泡瀬 2-3-26	098-939-7335	934
32	泡瀬第一自治会 (津波時除く)	桃原 3-16-14	098-937-4459	157
33	泡瀬第二自治会 (津波時除く)	古謝 3-19-13	098-937-0599	54
34	泡瀬第三自治会 (津波時除く)	泡瀬 5-19-1	098-938-4661	286
35	海邦町自治会 (津波時除く)	海邦 2-12-38	098-938-4950	109

■民間一時避難所

番号	名称	所在地	電話	施設収容人員
1	コザ信用金庫本店	上地 2-10-1	-	128

■津波避難ビル

番号	名称	住所	階数	収容人数
1	県営比屋根団地（1号棟、2号棟）	比屋根 2-10	10	1,920
2	県営泡瀬団地（1号棟、2号棟、3号棟）	字桃原 345	6	1,180
3	県営浜原第二団地（5号棟）	与儀 3-16	8	552
4	オアシス泡瀬シーサイドビュー	泡瀬 3-44-26	9	1,212
5	泡瀬ハーバーサイドビルディング	泡瀬 1-25-21	7	165
6	サンクレスト高原	高原 7-10-5	10	180
7	ニューライフ泡瀬壱番館	泡瀬 4-25-17	6	76
8	ニューライフ泡瀬参番館	泡瀬 4-24-2	8	136
9	イオン具志川店	うるま市字前原幸崎原 303	4	9,000
10	NANKOビル（有）南光電気設備	古謝 2-18-31	5	103
11	くじらマンション	字大里 98-13	6	102
12	プラージュしあわせ	泡瀬 2-30-12	6	120
13	YAMAICHIビル	泡瀬 4-38-7	6	12
14	N・Yマンション	泡瀬 3-17-25	5	12
15	ターマーズマンション泡瀬	泡瀬 1-27-24	5	10
16	なかそねビル	高原 7-23-14	5	15
17	トーマスマンション桃原	字桃原 200-20	5	177
18	ピュアコートUCHI	泡瀬 2-18-11	5	23
19	オキナワ グランメールリゾート	与儀 2-8-1	14	1,184
20	ニューライフ泡瀬弐番館	泡瀬 3-21-5	7	30
21	ミオビエント泡瀬	泡瀬 3-9-7	11	302
22	サンクレスト泡瀬	比屋根 1-10-5	10	312

■津波避難場所

番号	名称	住所	海拔 (m)	収容人数
1	(株)太田建設敷地	比屋根 4-29-1	27	1,102
2	一善オートボディー駐車場	高原 3-9	35	957
3	岩盤浴&食事処ルティーナ駐車場	高原 3-9-11	30	495
4	ハアーハウス ブルーム駐車場	高原 2-6-2	67	1,287
5	比屋根アシビナー	比屋根 6-68	36	800
6	沖縄市桃原霊苑かなさ	桃原 1-22-1	28	3,000
7	古謝自治会内井泉ウチューガー前広場	字古謝坂多原 501	17	516

【非常持出袋チェックリスト】

●家庭での備蓄(1週間程度の自宅待機を想定しましょう)

飲料水・調理用水 (1人あたり1日3ℓ)	食料品(インスタント食品、缶詰など)	懐中電灯
携帯ラジオ	電池(懐中電灯や携帯ラジオ用)	カセットコンロ
カセットボンベ (3~4本)	ライター・マッチ	缶切り
救急セット(薬、ばんそうこう、消毒薬など)	紙皿・紙コップ	生理用品
紙おむつ	簡易トイレ	

■非常持出袋チェックリスト(1~3日程度物資が届かないことを想定)

飲料水 (2ℓを1~2本)	食料品(缶詰などの調理の必要ない食品)	懐中電灯
携帯ラジオ	電池(懐中電灯や携帯ラジオ用)	タオル
雨具(レインコート)	上着、下着(2枚ずつ程度)	貴重品(現金、通帳、健康保険証など)
ティッシュペーパー	紙オムツ、生理用品 (必要に応じて)	常用している薬 (持病がある方)

<ローリングストック法とは>

非常食を定期的に飲食し、使用した分を補充するという備蓄方法です。

例えば、非常食を備蓄している家庭においても、備蓄品の中身を確認してみると、ほとんど消費期限が切れてしまっているという失敗も多く聞きます。

そこで、日頃食べている食料品を少し多めに購入しておき、日常の中で消費し、無くなる前に買い足すことで、常に飲食可能な食料の備蓄ができます。

また、大規模災害などを考慮し、1週間分の備蓄が推奨されていますが、1週間分もの食料品の備蓄となると、ハードルが高く感じますが、冷蔵庫の中の日常の食品の備蓄もあわせると考えれば、それほど難しいことではないと感じる方も多いと思います。



【知っておきたい防災情報】

■情報収集の手段

災害時には、気象警報や避難情報などの正確な情報の入手が重要です。情報収集にはいろいろな方法があるので、ひとつだけではなく、複数の方法で情報を入手するようにしましょう。

①テレビ、ラジオ

テレビやラジオ等の報道機関から緊急速報や災害情報を入手しましょう。



②ホームページ

気象庁や防災関係機関、市のホームページなどから、正確な情報を入手しましょう。



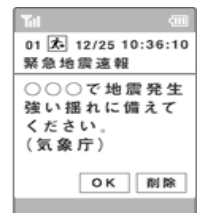
③SNS

災害時、TwitterやFacebookなどにはさまざまな情報が流れます。不正確な情報が出回ることもあるので、正しい情報を得るように心がけましょう。



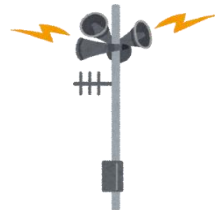
④緊急速報（エリア）メール

国や県、市からお使いの携帯電話やスマートフォンなどに災害情報や避難情報が配信されるシステムです。



⑤防災行政無線

市役所から気象情報や災害情報、避難情報などを市内の屋外に向けて放送するシステムです。



⑥放送内容確認装置

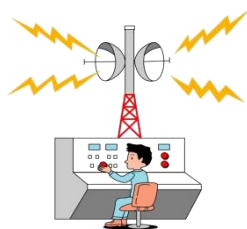
防災行政無線で放送された内容を電話で確認できるシステムです。固定電話や携帯電話、PHSから無料で利用できます。



0120-0978-99

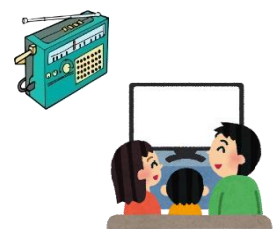
⑦Jアラート

津波や緊急地震速報など時間的猶予のない緊急的な情報を、国が市の防災行政無線を活用し伝達するシステムです。



⑧Lアラート

市役所からの避難情報や災害情報などを、県やその他の関係機関、テレビ局やラジオ局などの報道機関に一括で伝達するシステムです。



⑨ハイサイ！防災で一びる

県内の災害情報や各市町村の避難情報などを掲載、メール配信している県のサイトです。多言語にも対応しているので、外国人の方も活用できます。



<http://www.bousai.okinawa.jp/>

⑩メルマガ@おきなわ

市役所のメール配信サービスで、災害情報や防犯情報など日ごろから活用できるシステムです。



http://www.city.okinawa.okinawa.jp/sp/s_hisei/142/2222

■災害時の安否確認の手段

＜災害用伝言ダイヤル 171＞

災害が発生した際には、被災地への電話が殺到し、回線が混雑してつながりにくくなるので、そのような通信の混雑の影響を避けるため、安否確認や避難場所等の安否情報を録音し、親戚や知人等に安否情報を伝える災害用伝言サービスです。

●伝言ダイヤルの操作手順・注意事項

操作手順

1. 「171」と番号をダイヤルします。
2. ガイダンスに従って、録音の場合は「1」を再生の場合は「2」をダイヤルします。
3. ガイダンスに従い、被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルします。
4. 伝言を録音・再生します。

注意事項

1. 被災地の方の自宅等の固定電話に向けた伝言の録音・再生サービスです。
2. 被災地の方の携帯電話へは録音することができません。
3. 1 伝言あたり 30 秒以内です。
4. 1 つの電話番号に 10 の伝言まで登録可能、それ以上は登録不可です。

＜災害用伝言板＞

「災害伝言ダイヤル 171」と同様に、安否確認や避難場所等の安否情報を携帯電話やPHS、スマートフォンから文字によって登録し、被災地の方の携帯電話番号等をもとに、インターネットを通じて全国から伝言を確認できるサービスです（詳しくは、NTT西日本または各携帯電話会社のホームページで確認してください）。

●災害用伝言板（Web 171）の登録・確認方法

伝言の登録方法

1. 携帯電話等から災害伝言板にアクセスする。
2. 災害伝言板の中の「登録」を選択する。
3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、100 文字以内で入力する。
4. 最後に「登録」を選択し、登録完了

伝言の確認方法

1. 携帯電話等から災害伝言板にアクセスする。
2. 災害伝言板の中の「確認」を選択する。
3. 安否等を確認したい方の携帯電話番号を入力し「検索」を選択する。
4. 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択する。

沖縄市防災マップ

[illegible]

運動許可証明

運動許可証明とは、運動を始めるにあたって、医師による健康診断の結果が「普通」であること、
運動に支障をきたすような病状や障害がないことを証明するものである。

運動許可証明の取得は、以下の手順で行う。

運動許可証明の取得方法	運動許可証明の取得場所
1. 運動許可証明の申請書を作成する。	運動許可証明の取得場所
2. 運動許可証明の申請書に必要書類を添付する。	運動許可証明の取得場所
3. 運動許可証明の申請書を提出する。	運動許可証明の取得場所
4. 運動許可証明の申請書が受理された後、運動許可証明の発行を受ける。	運動許可証明の取得場所

運動許可証明の取得は、運動を始めるにあたって、医師による健康診断の結果が「普通」であること、
運動に支障をきたすような病状や障害がないことを証明するものである。

番号	校 名	所 在 地	電話番号	備 考
1	本郷小学校	町田1515	937-3616	377
2	東郷小学校	東郷4-20-1	938-0021	474
3	西郷小学校	東郷4-20-1	938-0944	511
4	富郷小学校	富郷3-27-1	937-6545	660
5	東郷小学校	東郷3-41	937-6737	41
6	東郷小学校	東郷5-12-2	937-3618	28
7	東郷小学校	東郷1-5-2	937-3556	708
8	コウカ小学校	中郷4-16-1	937-3249	884
9	安田中学校	安田12-18-1	937-3661	578
10	川井中学校	安田12-24-1	938-2717	661
11	東郷小学校	中郷3-1	933-3400	958
12	中郷小学校	中郷3-41	933-3054	981
13	鳥島小学校	久田田2-1-1	933-6662	934
14	山崎小学校	山崎2-33-2	933-6562	1013
15	池邊小学校	池邊2-33-10	934-2122	29
16	比企南中学校	比企南5-1	930-0581	94
17	中郷中学校	中郷1-2-1	937-31-91	679
18	川井中学校	中郷3-38-1	933-3539	1116
19	山崎中学校	山崎2-20-3	933-6703	971
20	山崎中学校	町田1-24-1	937-3614	510
21	東郷中学校	東郷5-12-1	937-3613	26
22	安田中学校	安田田3-1	933-1718	667
23	富郷中学校	東郷11-1	938-30-11	519
24	川井中学校	中郷2-60-2	934-9460	28
25	東郷中学校	東郷2-5-1	938-5145	576
26	東郷工業高等学校	中郷3-41-2	937-5948	488
27	東郷工業高等学校	東郷3-41-2	937-5949	22
28	東郷工業高等学校	中郷3-41-2	937-5939	529
29	群馬高等学校	南郷5-10-1	933-4301	1018
30	群馬高等学校	南郷5-5-1	937-3653	7113

番号	名称	所在地	電話番号	構内(m)
1	かみのりし園	知多6-38-17	938-7250	54.5
2	母衣園	高岡2-1-2	933-5645	91.9
3	湘南文化プラザ	高岡7-25-1	9301692	3.0
4	社会福祉センター 男女共育活動センター	佐賀1-14-29	937-0714	54.5
5	越前芸術所	越前1-11-9	938-3450	56.0

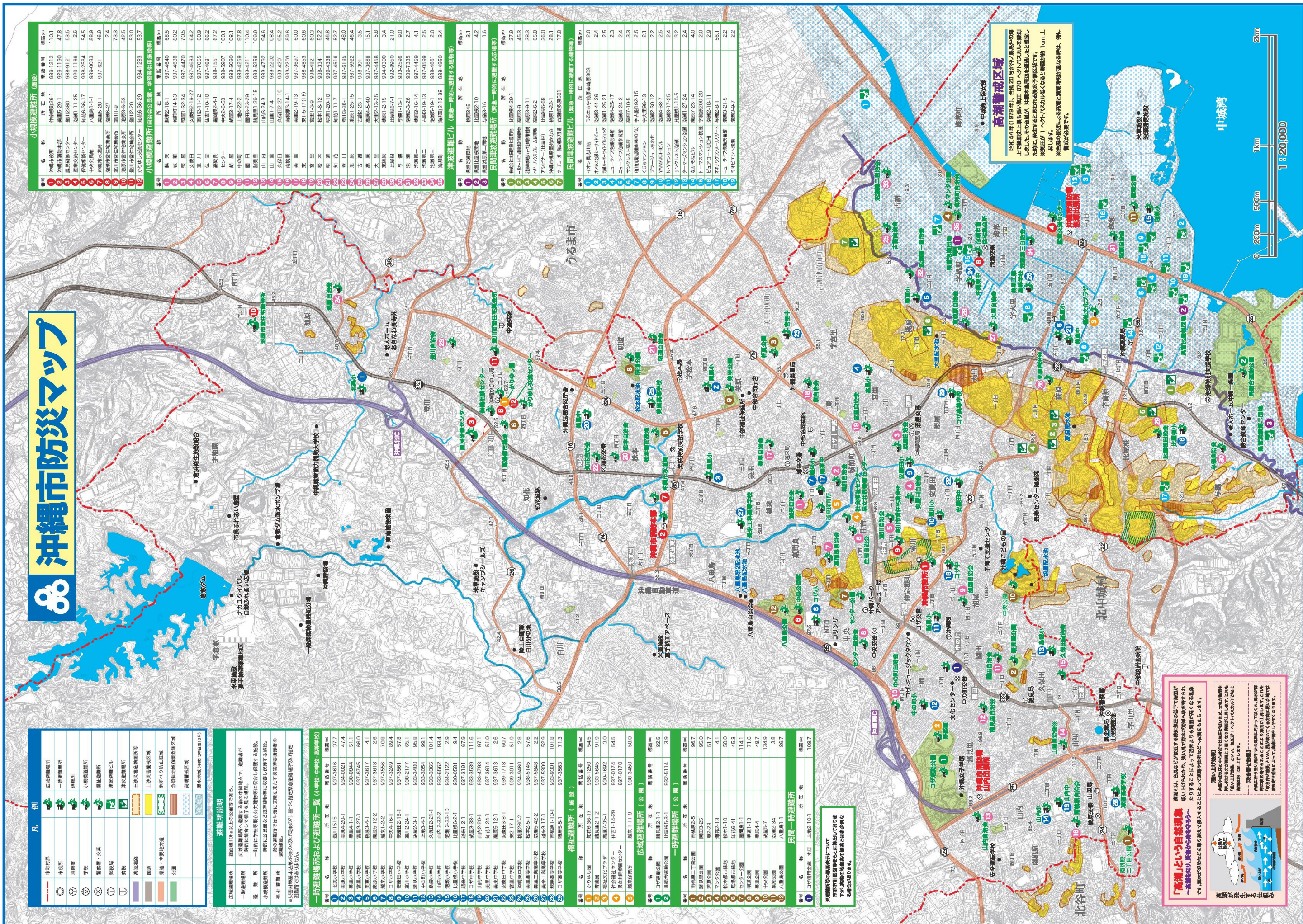
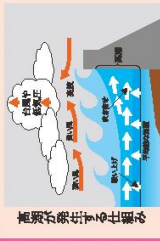
広域遊技場所(公園)

番号	種 別	所 在 地	電話番号	郵便番号
1	市庁舎(本館)	南郷2-1-1		825
2	市総合運動公園	北郷5-1-1	932-5114	39

一時避難場所(公園)				
番号	種 別	所 在 地	電話番号	郵便番号
1	市民館・公民館	南郷2-5		967
2	南郷公民館	南郷3-25		950
3	若菜公園	東2-3		517
4	マツガ公園	海老2-13		41
5	北郷市民館	海老1-10		500
6	市民館	町田6-1		453
7	マツガ公民館	南郷南1-1		1141
8	明徳公民館	明徳1-13		716
9	美加公園	美加4-4		487
10	中央公園	町田5-7		1349
11	中央公園	池田2-34		38
12	八重倉公園	八重倉1-1		867

民泊一時避難所				
番号	種 別	所 在 地	電話番号	郵便番号
1	公民館・民泊 本館	上郷2-10-1		1087

米穀産地等の調査結果について
市都市計図等をもとに算出しておりま
すが、実際の地価等の騰落とは必ずしも
異なる場合があります。

[illegible]

これは、大抵、この時代を代表するものといふべきであらう。この時代は、大抵、この時代を代表するものといふべきであらう。この時代は、大抵、この時代を代表するものといふべきであらう。

【我が家の防災確認メモ】……家族で避難先について話し合いましょう！

台風や風水害の避難所

避難所 : _____

電話番号 : _____

避難所 : _____

電話番号 : _____

緊急連絡先

沖縄市消防本部 119 _____

沖縄警察署 110 _____

地震・津波の避難所・避難場所

避難所 : _____

電話番号 : _____

避難所 : _____

電話番号 : _____

【防災メモ】

家族等の連絡先

氏名	血液型	連絡先

沖縄市役所 防災課

TEL : (098) 939 - 1212

FAX : (098) 934 - 0665